

# 建設水道常任委員会会議録

平成15年9月16日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎浅井 正八                      ○三木 誓士                      飯高 昭二  
中川 靖弘                      吉川 勝義                      森河議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建 設 課 参 事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
観光産業課長	田口 好夫	同 課 長 補 佐	辻本 邦好
同 課 長 補 佐	永井 克育	都市整備課長	藤本 宗司
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	勝眞 基好	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長	谷口 裕司	同 課 長 補 佐	角井 敏文

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 三木委員、飯高委員

委員長 おはようございます。  
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会  
を開会いたします。  
それでは、本日の会議を開きます。  
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、三木委員、飯高委員のお二人を指名いたします。  
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。  
初めに9月議会付託議案についてであります。議案第43号、平成  
15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とい  
たします。理事者の説明を求めます。

上水道課 それでは平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）につい  
長 てご説明させていただきます。それでは議案書に基づき説明させてい  
たいただきます。

（ 議案書朗読 ）

上水道課 これにつきましては、平成15年度緊急地域雇用創出特別交付金事業  
長 として、水道管路情報構築事業の追加要望が認められたことにより、  
補正をお願いするものであります。それでは、3ページ目をお願いし  
ます。収入の部で第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他  
会計補助金、第2節他会計補助金として1,521万円（緊急雇用対  
策補助金）の増額と、支出の部で第1款水道事業費用、第1項営業費

用、第2目配水及び給水費、第9節委託料として1,521万円（水道管路情報構築事業委託）の増額をお願いするものであります。内容につきましては、水道配管図の電子化を行い、水道維持管理の高度化また、震災等による危機管理の向上や、水道需要者へのサービスの向上を図るものであります。それでは、1ページ目をお願いします。

（ 予算書朗読により説明 ）

上水道課長 以上で説明とさせていただきます。原案どおりご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

飯高委員 今回、配管図の電算化対応という事で、その前にマップ図の作成という事で、単年度、2年という事で、当然全域に渡ってされると思うんですけど、その時に本管と後、給水管ございますね、給水管でメーターまでであると思うんですが、その時に各家回られてチェックされると思うんですが、その時に各家にお邪魔する時の対応ですか、どういう風にされていくのかという事をちょっとお聞きしたいんですけども。

上水道課長 各家庭に回る時、どういう啓発をされるかという事でございます。当然、各家庭に入っていきますので、お知らせ、広報等については十分周知しながら進めて参り、不安の少ないようやってまいり、町としては当然委託業者に対しましては、証明書を発行し、進めていく考えでございます。よろしくお願い致します。

飯高委員 先日、水道の浄水器ですか、水道の蛇口に付けるものを売っておられたと、住民の方からありましてね。千円程度のものだったんです。二人で回られていて、名札を付けていかにも町の方だという形で回ら

れてまして、その辺少しややこしくなるのではないかなと思ひまして、その辺ちょっと対応の仕方によっては誤解されるという事で、他のところはよく電話がかかってくるので、電話に対して、正当なやつであればいいんですけど、ごまかしがあるという。住民の方がちょっと誤解される面もいろいろありますので、その辺の対応をよろしくお願いいたします。

上水道課 今の件でございますけれども、この9月広報にお知らせで啓発させていただくという事を一つ考えております。それと、情報工事につきましては、当然おっしゃったように、広報等、また啓発等、十分踏まえて不安のないよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第43号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。次に、承認第8号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課 それでは、町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)説明させていただきます。それでは議案書に基づき説明とさせていただきます。

( 議案書、専決処分書朗読により説明 )

上水道課長 これにつきましては、企業債の支払利息を減らし、水道料金を抑制する目的である借換債が許可され、7月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものであり、議会に報告し、承認を求めるものでございます。それでは、議案書の3ページ目をお願いします。まず、収入の部で第1款資本的収入、第3項企業債、第1目企業債、第1節企業債4,320万円（公営企業）の増額でございます。支出の部で第1款資本的支出、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金、第1節企業債償還金4,386万円（公営企業）の増額でございます。それでは1ページ目をお願いします。

（ 予算書朗読により説明 ）

上水道課長 以上、簡単でございますが、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって承認第8号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。次に、継続審査について審査することと致します。（1）公共下水道事業に関することについてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

下水道課  
長

それでは継続審査であります公共下水道に関することについて報告いたします。まず、県が施工いたしております流域下水道事業の8月末時点におけます、進捗状況でございますが、安堵町におけます中継ポンプ場築造工事につきましては、約97%の進捗率で、このポンプ場に設置されます電機設備、機械設備につきましても、それぞれ、平成17年3月の完成を目指し順調に工事が進められております。次に、竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきましては、シールド掘進作業が順調に進められており、現在、約18%の進捗率でございます。次に、町公共下水道工事の進捗状況についてであります。6月議会におきまして議決いただきました、龍田汚水幹線管渠工事2件であります。現在、本体工事に着手するための事前の準備作業が終わったところより、順次、立坑築造作業に入っており、平成16年3月10日の完成を目指して順調に進められております。次に、6月に発注いたしました服部1丁目地内におけます面整備1件管渠埋設工事でございます。現在、管渠埋設作業を進めており、平成15年10月17日の完成を目指し順調に作業が進められているところでございます。また、法隆寺西1丁目地内におけます平成15年度の面整備であります管渠埋設工事2件の工区につきましては、本日、入札を執行されております。これにつきましては、業者が決定後、9月18日から平成16年3月10日までの工期で施工する予定であります。次に、不用になりました浄化槽の再利用についてでございます。今後、公共下水道が供用開始していく上で、不用となる浄化槽の処理につきましては、下水道利用に対して大きな阻害要件となることも考えられます。このことについては、以前より議員さんからも指摘いただいていたところであります。そうしたことから、不用になった浄化槽を有効に無駄なく利用する考え方について本日、資料を提示させていただいております。その概要でございますが、資料-1をご覧くださいませでしょうか。まず、公共下水道に接続することにより、不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行なうものに対して、転用に要する費用

の一部を補助することにより、降雨時の内水対策及び水資源の有効利用を図ることを目的とし、公共下水道の整備により不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために、汚泥の除去と消毒、浄化槽内部の不要部品の撤去、雨水集水配管工事、ポンプの設置等に係る事業費を補助の対象といたします。次に、補助対象者及び補助金の額でございますが、公共下水道を使用することにより不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事を自ら負担して行う個人、事業者を対象とし、補助対象事業費の2/3を補助金の額とし、補助金額につきましては上限を設定する予定でありその上限額につきましては、現在、検討いたしております。なお、財源につきましては、町がこの事業を行なう場合、国庫補助制度がございまして、国の補助金は町の補助金（助成金）の1/2、但し総費用の1/3を限度としております。また、奈良県下におきましては実績はございませんが上部機関とも十分協議をし検討を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。以上簡単ではございますが公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

吉川委員 浄化槽の関係なんですけれども、考え方は示してもらったんやけど、額が入っていない。これはいつ頃決められるのか、もし町で考えておられる金額があれば、教えていただきたい。

下水道課長 現在、様々な設備を改造するにあたってのざっとした見積もりを現在つかんでおります。それも一つありますし、また周辺いろんな考え方、他の自治体におきましてこの手法を検討されてる自治体もございまして、それらにつきましてもいろいろ検討する中で、現在最終的に、現段階では価格については提示できておりませんが、現在検討しておるといふ事でご理解いただきたいと思います。

吉川委員 二番目の補助対象事業なんですけど、4つ挙げてもらっているんですけど、これ合計するとどれ位になるかは集約しておられるのか。

下水道課長 単純に現存の浄化槽の、普通ですと、付属機械を撤去して、埋め戻したりするという作業になってきますが、その作業を含めると、まず、15, 6万という形で一応把握はしております。

吉川委員 埋め戻しとは、これは補助対象になる今ある浄化槽。これは埋め戻ししないのと違うんですか。埋め戻ししないで、考えておられるような工事をすると、3分の2を補助しようと。ただ限度額がいくら分からない。それでよろしいですか。

下水道課長 説明足らずで申し訳ございません。通常の作業ですと、今まであれば埋め戻しておったということでございます。今、吉川委員のおっしゃっていただきました、計画しております形で申しますと、埋め戻しするのではなく、付属機械を撤去し、それに対して、雨水のパイプを接続するという作業を含めた形の金額でございます。

三木委員 補助対象者ですが、改造工事を自ら負担して行う個人、事業者となっていますが、町として、個人、事業者、今どのぐらいあるか、把握しておられますか。

下水道課長 現段階ですと、今現在79ヘクタール完了しておりますので、79ヘクタールの中で、整備を完了している戸数というのは把握しておりますが、ただ、細かいところまでご説明になるかどうかということで、ご了解いただきたいと思うのですが。

委員長 浄化槽いろいろあって、2槽、合併浄化槽、相当大きいですね。補助対象に、限度額があって、一番上限、これまでは出せる。大きいやつは大きいやつで考えてもらえるのか。



下水道課長 それにつきましても、極端に金額的に大きくなるということは、まず、ないと思うんですが、先程も説明させていただきましたが、不用になる設備の撤去と配管工事ですので、大きな槽があったということであっても、金額的には大差ないと考えております。現在の段階では、それも含めて検討しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきますいただきたいと思えますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
公共下水道事業に関することについては、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うことと致します。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、各課報告事項について、(1) 町営住宅について、理事者の報告を求めます。

建設課長 町営住宅についてであります。始めに町営住宅の募集についてあります。前回の委員会で募集状況のご報告を致しましたが、その後の結果につきましてご報告いたします。追手団地1戸、長田団地A棟1戸、B棟1戸、目安北団地9戸、計12戸に対する応募者69件につきまして、8月27日に町営住宅入居者選考委員会の開催をさせていただきます。全委員出席のもと、町営住宅条例第9条により、資料を基に入居者の選考の審査をしていただきました。審査の結果応募者全

員の方々には、順位が付け難い事から、条例第9条第3項により、全員一致で公開抽選として決まり、これにより町長に具申書をいただき、委員会の具申書を尊重いたしまして公開抽選として実施いたしました。公開抽選は9月12日に中央公民館大ホールにおきまして、応募者が多いことから2回に分けて、入居者選考委員会委員2名立会いのもと、午前10時から追手団地、長田団地A・B棟及び目安北団地の計7戸32件の公開抽選を実施致しました。また、午後2時から目安北団地残り5戸37件、公開抽選を実施致しました。それぞれ部屋ごとに決定者と補欠者を決め、抽選会を終了したところであり、終了後決定者に対しまして入居に対します手続き及び団地の説明等を行い、入居の準備をして頂く事になりました。次に町営住宅の家賃の滞納状況についてでございますが、前回の委員会でご指摘いただきまして、町営住宅家賃の滞納状況についてでございますが、お手元に配布しております資料2でございます。これにつきましては、平成15年7月31日現在のものでもあります。この滞納者につきましては7件、合計といたしまして家賃・駐車場含めまして2,742,900円という事になっております。これらの滞納者につきましては、我々としても滞納整理という事で、各戸訪問させていただきまして、徴収にあがっているという状況であります。まだまだ額が大きいという事で全額納入に至っておりません。今後につきましてもそういった事を少しでも減らしていくよう、努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。以上が町営住宅についてのご報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

吉川委員 説明を受けた中で、資料2の関係ですが、7件ですが、名前は結構ですので、7件の中で最高額は幾らで、少ない方はいくらか、それはトータル出ていますか。

建設課長 今、お手元に配布させていただいておる家賃滞納状況、それぞれ、

AからGの方に対して、7件ございます。右の方に滞納額という形でお示しさせていただいております、その金額の一番大きい方といたしますと。

吉川委員　　ちょっと私、勘違いしていたみたいで、分かりました。これが、全部の滞納額がなくなるという見通しは、いつ頃に立てておられるのか。

町　　長　　先だっけの、9月9日、10日の決算委員会でも町営住宅の滞納の関係について出てまいりまして、町としては今後この滞納については、明け渡しを裁判所と共にしながら、明渡請求をしていくという考えのもとで進んでいきたい。吉川委員のおっしゃるように、いつ頃完全に終わるかということについては、出来るだけ、今応募しても、十何戸で、60何件ということで、入りたい方がたくさんおられるという中で、そういうことの状況をするとすることは、町としては入りたいときにご迷惑掛かるということで、出来るだけそういうことで、明け渡しをしてまいりたいということも、決算委員会で申し上げております。いつまで、ゼロになるかということについては、鋭意努力をしながら、逐一報告してまいりたいと思います。

三木委員　　資料2ですが、この中で残というのは3箇所ありますが、分割かなんかでという意味ですか。

建設課長　　滞納者につきましては、それぞれ金額が、毎月分の何か月分という形で収めてもらったらいんですが、金額で納められますと、仮に31,400円の家賃としますと、4万円納められたら、その差額分がありますので、その差額分は次月の月分の一部という形にしていますので、残金が出る場合もございます。

中川委員　　AからGの方々、全員、毎月多少なりとも徴収していただいているのか、それとも何年もゼロの方もおられるのか。

建設課長 年間を通じてゼロという方はおられないんですが、今現在で見ますと、7月31日現在の資料ですが、ゼロの方は今現在では完納されている状況です。定期的に一定の額を納入されている方もあるし、町から出向いて毎月納入していただいている方もおられます。ただ、そういった中で、定期的に納入される方の中でも、やはり月がとんだりして、定期的に入れていただけない方も中にはあります。

中川委員 13年度からは、全然拒否されているといえば、おかしいですが、払う払うといいもって、ゼロという方はおられるのか。ちょっとずつでも、入っているということによろしいですね。

建設課長 納入はそれぞれしていただいております。ただ、定期的にならない方が、先程いいました様に、あると。

吉川委員 今見せてもらって、3件が2年間滞納されているわけなんですけど、どのくらい溜まれば、明け渡しというか、強固な手段を採られるのか。ちょっとでも払ってもらっているから、そのままおいておこうとされるのか。やはり、町民の血税を使って、入ってもらっているのだから、義務だけは守ってもらわないといけないと思う。あまり、滞納になってきたら、家賃取れないような状態になってきます。押さえる物もない状態だから。

助 役 先程、町長がおっしゃいましたように、町としては厳しく、条例に基づいて対応したいと考えております。従って、明け渡し請求を裁判所に申請する手法がございますし、そういう手法も行う。条例においては、3ヶ月以上滞納した場合は明け渡し請求をするということになってございますから、それに基づいて、より強行に滞納処分をしていきたいと考えております。ただ、悪質な場合がございますので、それらをきつく対応していくことを考えております。住宅に困窮し、または生

活に困窮しておられる方につきましては、若干の話し合いの中で、時効中断しないような形で、分割納入してもらうことは止むを得ないことだろうと思います。従って、あくまでも多く滞納した場合には、町としては条例に基づいて、適切な処理を講じなければならないと思います。今ご指摘のように、溜めておいて、出て行ってその後取れないようなこともございますし、そういったことにならないように、積極的な滞納整理をしていきたいと考えております。

吉川委員　　今、助役さんも言われたように、7人全部が今の条例からいうと、違反である。3ヶ月たって、完全に出てくれといえるかといったら、ちょっとでも収めておられたら、出てくれといいにくい面もあるが、条例に基づいてきっちりと、議会で指摘されるといっても結構です。きっちり滞納を減らしていくように改善の努力をお願いしたいと思います。

中川委員　　さっきお聞きした、全然入ってない方おられますかということに対して、定期的に納められています、抜けるときがあるという答弁でした。これ、12ヵ月分、12ヵ月分と続いているの、入っていないとの違うんですか。

建設課長　　滞納の関係につきまして、我々も苦慮いたしておりまして、昨年、この方々につきまして、以前からあるという形で応談をさせていただきました。その中で、先程から町長や助役が申しましたように、我々としましては、滞納が度を越えますと、町内の方、困窮されている方が多いということ承知しておりまして、そういうことも併せて、入居者に対して、明渡しをしてもらうということで、口頭でお話もさせていただきました。そうした中で、それぞれの方に、滞納の関係につきまして、納付をしていただくという形で、文書をいただきました。その文書のとおり、計画的に収めてもらうという形になりますと、一遍にというと、なかなか苦しい訳でありまして、家庭の事情なんかで、

その中では一部、家族の中に、病気の方が出て、家賃が滞った方もありますので、そういった形でありますので、毎月、最低2ヶ月は入れてもらわないと少なくならないということもありますので、我々としては、それ以上、3ヶ月、4ヶ月と入れてもらったほうがよろしいですが、金額も相当ありますし、最低2ヶ月以上は納めてほしいということで、お願いしてきました。そういった形で、それぞれの方につきましては、誓約書を書いていただきまして納付をしていただいている。ただ、一部の方につきましてはある程度期間をおいて、期間を過ぎた分を全部入れていただいたらいいんですが、入れてもらえない方もあります。そういった方については、今後も併せて徴収していきたい、また、お話していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

三木委員 今の中川委員の続きになるかもしれないが、12ヶ月というと、14年度の方がそうなんですが、心情的には、ご病気の方とか、いろんな事情があったと思いますが、そうでない方がいらっしゃればちょっと問題かなと思うんですが。それと、強制退去をさせてというのが、今までどのくらいあるか。

建設課長 家賃の関係につきましては、ございません。

三木委員 家賃の関係についてはということは、他の関係については。

建設課長 町営住宅につきましては、公営住宅法で定められておりまして、収入の限度額がございます。この方については、その中で、高額所得という形になりますと、当然公営住宅法で明渡しをしていただかなくてはなりません。その方については、今まで、再三明渡し請求を出しまして、明け渡しをいただいたという経緯がございます。

吉川委員 12ヶ月入っていない人が、4人おられる。今、いくらか入れてもらっている。その額が、その方が、諸々の町へ納めるものの合計をし

て、1ヶ月仮に5万円納めないといけないと、3万円納めないといけないという方が、月に2万円納めていても、解消していかないわけです。3万の方が、5万円納めてもらったりしていたら減っていくが、そういう状態はどうなっているのか。1ヶ月の収入の納入額が、その方の1ヶ月の合計額よりも、少ない方がおられるのか。

建設課長 この中で大半の方につきましては、それぞれ委員のおっしゃるように2ヶ月以上の方がいます。ただ、中には先程いいましたように、半年ぐらい滞る場合があります。半年分をそれ以上納めていただいたらいいんですけども、滞っている方のあるという状況です。

吉川委員 Dの14年度駐車場使用料で2ヶ月残っていますね。この方は4月から入れておられないのか。

建設課長 この表につきましては家賃ということなんですが、過年度分という形で表示させていただいております。15年度につきましてはここには表示しておりません。例えば、Aの方につきましては、14年度10月から、10月分の残と、3月分残っておりますが、現在では1月分の残から3月の残だけということです。この方については15年度は毎月納入していただいております。BからFの中で、先程言いましたように、Bの方は7月31日以降に完納されまして、今現在15年度は納入していただいております。

吉川委員 14年度は残ってあるけれども、15年度は納めているということですね。なぜ前のやつを決済していかないのか。できないのか。

建設課長 この方達には、確かにいわれるように、前の分を精算するという形あるんですが、例えば納付書はその年度年度で、送付させていただいています。ですから、この方と話す中で、毎月分、現年度分、それぞれの分については毎月入れていくという約束をさせていただいており

ます。残っておった分について、プラス精算していくという手法を取りましたので、この方と滞納についての話し合いの結果、そういう手法でさしていただいております。

吉川委員 15年の3月分までで、これだけ滞納があるので、まだこれ以外に9月までなら6ヶ月、その滞納がここにプラスされるものだと思っていたが、そうではない訳ですね。課長の説明でいくと、15年の4月からの分はこれとは関係なく、全部とは分からないが、全部だったら有り難いが、入っていると解釈したらいいんですね。私は、4月から8月分まで、4ヶ月分は滞納なっている、ここにプラスがあると思っていたが、そうじゃない訳ですね。

建設課長 現年度分につきましては本来、先程助役もいいましたように、3ヶ月以上という形で滞納という形でさせてもらっています。例えば、今9月ですので、9月分は月末に入れていただく、それぞれ月末に入れていただくという形でさせてはいますが、本来3ヶ月前といううと6月分までは、まだ3ヶ月以内という形で、本来なら5月まで納入されている方がいるのか、ないのかという形になってくる訳ですが、4、5月分はどんな状況なのか、ということがございます。4、5月分の入っていない方につきましては、今年度、今の方以外に6名ございます。ただ、通常今まで、滞納という形で名前の挙がってきた方ではないという形で、ある程度期間、半年に1回入れられる方、まとめて入れられる方もございますし、期間をおいて入れられる方がございますので、通常今日まで入居されている中で、そういった滞納が来ておりませんが、滞納という形で残った、次年度残ったという方がございませぬので、我々としてはそういった方については、今後の状況を見ながら、納入されない場合には同じような形で訪問していきたいという形で考えております。そういった状況でございます。

吉川委員 大変努力もしてもらっているし、難しい問題もあろうと思えますけ



れども、今後皆さんの血税を使って、建て替えをし、入って頂いているんだから、滞納整理については万全を期していただくよう要望して、私は終わります。

中川委員 13年度からの資料だけれど、12年度までは全部徴収できているのか。徴収できないままに出て行かれた方はおられませんか。

建設課長 資料2につきましては、家賃滞納状況ということで過年度分という形での資料というだけですので、今、委員が申されるように、残っているのが、13、14年度分であって、それ以前の分については、それぞれ皆さんが完納されているという状況です。

議長 一言、苦言を言うかも分からないが、人にやさしいということは口癖になっているわけだな。逆になるわけだな。自分に優しく、人に厳しく行かないことには、この世の中行けないわけだ。町長ね、滞納に対して、裁判所に訴えてしたら、費用いる訳。町営住宅は入ろうと思ったら、所得に応じての安い人が入っているわけ。もの凄くやり方が矛盾しているわけだ。本当に新婚で入りたい方が入れなくて、抽選になる前になったら、申し込みに来るわけ。そこで、私、274万なんぼの合計、滞納というのは厳しく行かないとあかん。文書で堤課長が送ります、何します、納付書配布します、物を売っていて、払ってくださいでは、これは商売と一緒にですから、家賃もらうにしても。物売ってもらうにしても。そこらが行政の甘さだと思う。文書ひとつ流しておいたら、持って来てもらえるわと。これは今の世の中では到底通らない世の中です。私からいえば、274万2,900円。これ、来年増えるか、増えないかといったら、絶対増えるんだ。増えた場合にきついことをいうが、皆の給料から払ってもらわないと仕方ない。そのくらいの厳しさあるかということ、私言っておきたい。そうでなかったら、滞納者に、入っている方にきついこと言うか分からないが、優しくするのは、表だけで、我々でもそうです。町営住宅といったら、

申し込みませんか、入りませんか、こうこうです。厳正な抽選して、こうこうです。説明、みんな、議員そうやってしているはずなんです。一番先に見えられて、入られたらこれなんです。それだったら、町条例を議員さんにまだ見てない条例もあるから、3ヶ月という規則が決まっておれば、きついこと言うかもしれないが、出ていってもらわないと仕方がない。そんな甘い物と違います、世の中は。息子でも5万、7万払っている。入れてあげたい。入れてあげたいけれども議会に来てるから待っとけ、みたいなものです。世の中に犠牲者がたくさんおられるということ。私、これ以上増えたら、部長から課長から、建設委員会の方、職員の方、滞納の増えた分みんな払いなさい。きついこというけれど、そのくらい行かないことには、町長やはりあかんということだ。いくら裁判所といっても、裁判所の費用も要ります。文書で流しておきます。3ヶ月滞納。これはもうはっきりと分かっているんだから、申し込む時点で。その時点で行くより、取りに行きなさい。それがあかんかったら、3ヶ月ですよ、と。そんな金ぐらい取らないことには、だめだ。これだけと違いますよ。1ヶ月の家賃、町営住宅でいくら上がりますの。利益・・・利益・・・けども、利益も上がらないで。弱者救っているのはいいけども、そのぐらいの気構えはして欲しいと思う。

助 役

当然今言われる様に、我々の職務怠慢を指摘されているように思います。先般、ある市では、悪質な滞納についての処置を職員が行ったと新聞にも載っていました。そういうことも含めまして、徹底的な滞納整理を掛かれと指示しています。この状況を見ていただいても分かるように、C、E、Fの方は非常に悪質だと言わざるを得ない。というのは、13年度は分割で払って行って、14年、15年、16年と溜まってくるのは当然です。そういうことにならないように、やはり我々としては積極的な滞納整理を、先程もいいましたように、取り組んでいかなければならない。このように思います。今もご指摘のように、当然係りばかりに任せるのではなく、私以下、部長も含めて、滞

納整理に取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

12日の抽選会、私立会いさせていただきまして、たくさんの応募者がありました。一定の町の審査によって、応募資格も湧いてくると。滞納されている方、こういうことを言うとプライバシーの問題があるけれど、実際に困られて、今払えないという方あるのか、払えるけれど、ずぼら起こしているというか、その点ちょっと分かりにくいですか。課長どうですか。

建設課長

69件の受付をいたしました。その方々については、収入状況は書類の提出で把握させていただいております。併せて、町民税等の税の関係の滞納はないのかどうかという資料も提出していただいておりますので、税の今まで滞納ないという形です。収入の確かに少ない方がございます。ただ、それについては仕事の関係もあるだろうし、また、生活として他の方から、援助を受けられる場合もございますので、一概に金額によって少ないから、払えないという判断は難しいのではないかと思います。

委員長

立会いさせてもらって、本当に入りたいと、審査パスして抽選にいられて、公開抽選で落ちたけれど得心できるといって帰られた方もおられますし、本当に入りたいという人が入らないで、入った人がこれだけ滞納されたら、やはり不公平さ出てくるから、議長言われたように、理事者皆さんに大変お世話かけますが、いくらでもいいから入れてくれというようにしなかったら、このままになってしまったら、議長のきつい言葉、出ましたけれど、そういうことで頑張っていたきたいと思います。

委員長

次に、(2) 県事業の協議について、理事者の報告を求めます。

建設課長

県事業の協議についてであります。これにつきましても、前回の

委員会でご指摘事項としていただいております。お手元に配布いたしております資料3として提出させてもらったものであります。この事業の進捗状況につきましては、去る8月28日県の郡山土木事務所へ委員全員の方が要望書を持参されまして、所長からも一定の報告を受けたところでございます。また、その・・・街道につきましては、現在作成中という事で聞いておりまして、でき次第回答書を提出するという事でございます。それぞれの県事業の内容につきましては、ここに記入させていただいております。進捗状況は先ほど言いましたように所長からも一定の説明もあったと思いますので省略をさせていただきたいと思います。以上簡単ではございますが、県事業の協議状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

吉川委員 一応県の事業ということで報告いただいたんですが、これではあまり納得できない。もっと今の進捗状況をですね、書いてもらわないと、ただ、郡山土木へ、ちょっとは書いてあるが、見えてこないわけです。富雄川の改修についても、JRと委託契約されているように聞いているんだけど、金額も決まっているようですし、入札が終わって、工期がいつからいつまでということが分かっているのだったら、併せて書いてもらいたいと思う。それらは分かりませんか。仮に草刈についても、どういう状況になっているのか。いつも私申し上げています、公園敷きの中の下流の面については、今年は私の感覚では2回刈ってもらえるように思うんですが、いつ頃刈ってくれるのか、文書でもらってもらいたいと思うんです。三代川でもいつになったら終わるのか、全然見通しが付いてこない。郡山土木管内の、調べに行こうかと思っているが、生駒から、郡山から全部の関係の、発注させている工事関係の、私知りたいぐらいです。確かに、いつも言うように、昔と違って難しい面はよく分かるんです。分かるけれども、これだけ遅れていったら、次の工事までまた影響を及ぼすわけです。その点について、

事業部の方でどう考えておられるか、聞かせてください。

建設課長 先程も報告させていただいたんですが、それぞれの事業の進捗状況ということと、それと回答の関係につきましては、詳細については、県の方で所長も自ら文書回答させていただくということでございます。それにつきまして、私どもも、土木の方へ行きまして、その話をする中で、今現在整理中ということで、整理でき次第、早いうちにということであります。本来、本日の委員会でございますので、そのことも申し上げてきた訳ですが、この日に提出をお願いしたいという要望もしてきました。時間的にもう少しほしいということでありますので、先程もいいましたように、県が回答書でき次第、委員長宛に議会の方へ報告させていただくということを申しておりますので、その間しばらくお待ちいただきたいと思います。

吉川委員 この間寄せてもらって、富雄川のJ Rの橋の工事ですね。これについては入札が終わって、業者も決まっているんですか。

建設課長 富雄川の改修の関係ですが、今現在現場を見ていただきますと、丁度、安富橋からJ R南向きの右岸堤防ですが、進入路の関係の工事に着手されております。業者名は私ども聞いておりませんが、先般県の方へ行ったときに、説明あったように、平成15年度から17年3月の期間でJ Rに委託していると、工事の委託をしているということを知っておりましたし、その関係で今現在、進入路等の工事をされています。ただ、河川改修というのは出水期の期間については、工事に掛かれないということがございますので、本格的に工事に入るのが10月以降になってこようかなと思います。ただ、現在はそういった形で工事は発注されてはいるものの、準備工という形で準備作業をされているということで、私どもは理解しておるということでございますので、現場的には動きかけているということの確認もしております。

吉川委員 15年度の発注された工事内容を今すぐでなくても結構ですので、また聞かせてもらいますので、町の方で把握をしておいてもらいたいと思います。15年度はどこから、どこまで、どういう工事をやるのか、それをお願いしておきます。

委員長 次に、(3)斑鳩町開発指導要綱等の見直しについて、理事者の説明を求めます。

都市整備課長 斑鳩町開発指導要綱等の見直しに関する事について報告させていただきます。今回の見直しにつきましては、県開発許可要綱の見直しがされるという事から、町指導要綱、指導要領につきましては、今日まで指摘をしていただいております施設協力金と併せて見直しの作業を行ってまいります。その見直し内容について説明をさせていただきたいと思っております。それでは、まず斑鳩町開発指導要綱の一部を改正する要綱についてであります。資料番号4でございます。2ページの改正の要旨にも記載しておりますように、予てから国における「規制改革推進3ヵ年計画の改定」、「宅地開発指導要綱の見直しに関する指針」等の数次の通達等により、指導要綱による行政運営の適正な見直しが求められているところでございます。特に宅地開発及び住宅建築に伴う寄附金等の徴収、いわゆる施設協力費につきましては、近年の社会情勢の変化の中で、事業者に対する負担が最終的には居住者等の負担につながるものである事など、良質かつ低廉な住宅宅地の供給を促進する弊害となっているという指摘もあります。このことから、奈良県下の大部分の市町村において、施設協力費に関連した要綱規定が廃止されている状況となっております。このような動向を踏まえて、当町においても厳しい財政状況下にはあるものの、公共施設整備を名目とした寄付金の事業者への要請は取り止め、廃止するため所要の改正を行いたい、このように整理をいたしているところでございます。それでは改正点について資料の3ページからの斑鳩町開発指導要綱の一部を改正する要綱新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。今

回の改正にかかる部分のみ説明をさせていただきたいと思います。資料の5ページをお開き願います。表の右側が改正前で、左側が改正後でございます。公共施設等の整備に対する協力費要綱第12条の削除についてでございます。本条は、先ほど説明いたしましたとおり、公共施設整備を名目とした寄付金を事業者に対する要請を規定したもので、本条を削除するものであります。改正後は、第12条削除と明記することになります。通常の改正であれば第12条を抹消し以下の条を繰り上げとする事になりますが、施行が平成16年4月1日からという事でそれまでの間、運用していく上で不都合が生ずる事になることから、改正後は第12条削除として残すものであります。次に保証金要綱第13条の削除についてでございます。本条は、指導要綱に基づく事前協議事項について履行を担保するため、第13条により、施設協力費の10%を保証金の算定基準として徴してきたところでありますが、工事完了の検査も実施しており、完了後は返還するという事もございまして、施設協力費の廃止とともに同様に廃止するものであります。改正後は前条と同様に、第13条削除として明記するものであります。要綱の改正点につきましては以上第12条、13条を削除するもので、開発事業者等への事前周知の必要性を考慮し、平成16年4月1日から施行するものでございます。この要綱については県の開発許可要綱の見直しにあたっての改正はございません。続きまして斑鳩町開発指導要領の一部を改正する要領でございます。先ほど指導要綱のところで説明させていただいた施設協力費の廃止に伴いまして、指導要領における関係規定を整理させていただいております。また、資料9ページの改正の趣旨中段にもありますように、都市計画法に基づく開発行為の許可に関して法令に規定する技術的基準と併せて「奈良県開発許可要綱」が定められ運用されてきました。しかし、平成15年11月1日から「開発許可制度に関する審査基準集（技術基準編）」として改編されることとなり、今日まで「奈良県開発許可要綱」において公共施設の構造等、県下一律に定めていた県独自の基準が削除され、当該公共施設を管理する事となる市町村が地域特性に応

じた基準により運用することになったのに伴い、所要の改正を行うものでございます。それでは、まず今申し上げました「奈良県開発許可要綱」の主な改正内容について資料6ページに戻っていただきたいんですが、「開発許可制度に関する審査基準集（技術基準編）」の概要を少しご説明させていただきます。まず、1番目の全体構成については、「開発許可制度に関する審査基準集（技術基準編）」への改編に伴う全体の構成上の内容が示されています。そして、今回の町要領の改正に関連してきますのが、2番目の技術基準の内容についてという項であります。（1）では県において独自に定められておりました規定が廃止され、法令どおりの基準となるものは、次の（1）から（4）であります。まず①の公園・緑地の面積規定では、従来は公園は開発規模に応じて4～6%以上、また緑地は別に1.5～6%以上を公園、緑地とそれぞれ用途を限定して必要としていた規定がありましたがこれを廃止し、法令どおり規定により公園及び広場、緑地のうち、いずれか3%以上を確保するというように改められました。次に、②の公園1ヶ所あたりの最低面積の規定では、従来は開発区域が5ha未満の場合、概ね150㎡以上を必要とした規定がありましたが、これが廃止されることになりました。次に③汚水終末処理場の義務づけ規定でございます。計画人口が100人を超える場合、汚水終末処理場を必要としていた規定が廃止されることになりました。④排水管の管径の規定でございます。雨水管及び合流式管渠の場合、30センチメートル以上としていた規定が廃止される事になりました。また（2）では公共施設の詳細な構造等の規定を削除し、法令の技術基準及び都市計画法第32条に基づく市町村との協議に委ねられる事になったものが、次の（1）から（4）であります。まず、①の道路の構造では、路面の舗装、道路の排水、縦断勾配、歩道のある場合のすみ切りの寸法等の規定が削除され、幅員構成や袋路状道路の緩和規定等は存続されることになっています。次に②の公園等の構造では、公園の配置、形状、施設内容等の規定が削除される事になりました。③の排水施設の構造では、排水管の材料・径・土被り寸法、硬質塩化ビニール管の



構造等の規定が削除されることになりました。次に④その他では街区の規模、道路の配置、公園の種別・誘致距離等、公益的施設の種類・規模の規定が削除されることとなっています。以上が奈良県開発許可要綱の主な改正内容でございます。これらの改正内容を踏まえまして、町といたしましては、県開発許可要綱で廃止されたもの、削除されたもの等について原則、町の開発指導要領及び運用基準を整備いたしまして、現行の内容と移行して、従来どおりの指導を図れるよう改正を行ったものでございます。それでは、資料10ページからの斑鳩町開発指導要領の一部を改正する要領新旧対照表によりご説明させていただきます。先ほどと同様に今回の改正にかかる部分のみ説明をさせていただきます。まず、資料の11ページであります。道路要領第9条第1項の削除についてでございます。本条第1項は「奈良県開発許可要綱」が廃止されることに伴ない、幹線道路等の定義がなくなるため町指導要綱についても同内容を削除するものです。これは1ha以上の開発行為について開発区域内の幹線道路等に関する規定を定めて運用されておりましたが、道路計画に関しましては、町指導要綱第9条第1号において、「道路については、開発区域内の配置、当該周辺の状態、予定建築物の規模及び用途並びに町の計画等を勘案すること」また、要領第9条第1項において「開発事業者は、開発行為に伴う道路計画については、町の道路計画と整合するよう事前に町長と協議しなければならない。」と規定しており、開発区域の実情等を勘案しながら充分協議し、指導することで運用を図ってまいりたいと考えています。次に12ページ、公園・広場及び緑地、要領11条第1号の見直しについてでございます。改正前の本条第1号では、公園・広場の形状を「まとまりのある整形」という文言整理がされていますが、奈良県開発許可要綱では、具体的な運用規定として示されていた当該規定が削除されることになった事に伴いまして、これを移行し、改正後はア～エに規定していくという事にしております。アとして有効利用を図るため、正方形、長方形等まとまりのある形とし、原則として2方向が道路に面していること。イとして遊具や広場が有効に配置でき

るように、公園面積の60%以上は平坦地とすること。ウとして原則として、公園は階段状としないこと。エ、公園内に設ける斜面地の勾配は、原則として20%以下とすること、と具体的に表記するものがあります。次に、公園・広場及び緑地の関係の要領第11条第5号の見直しでございます。開発区域面積が3,000㎡以上の中高層住宅開発・風致地区内における開発行為について、緑地の設置対象から除外するもので、倉庫を含む工場に限定した見直しでございます。現要領では、中高層住宅開発においては、公園・広場で開発区域面積の6%の確保を義務付けております。加えて緑地を3%以上確保することを要請しており、合計で9%の公園または広場及び緑地の用地確保を要請していることになっております。今回の奈良県開発許可要綱の見直しによりまして、法令どおり公園または広場及び緑地のうち、いずれか3%を確保という実質緩和規定となっている事から見れば、開発事業者に著しい負担を要請することにもなります。また、風致地区内においては、建物を建築する場合に風致地区条例において、緑地率の規定が平成13年度より導入されており、個別の建築において緑化が図られるようになった事を考慮したもので、開発区域面積が3,000㎡以上の中高層住宅開発・風致地区内における開発行為について、緑地の設置対象から除外する事といたしております。なお、公園・広場の面積規定や公園1ヶ所当たりの最低面積の規定については、県の基準は廃止され法令どおりの規定となりましたが、当町では住宅地開発地において、より良好な公園を確保するという観点から、従来からの指導基準を存続していく考えであります。次に要領第11条第2項の削除でございます。これは施設協力費の廃止に伴い、関係規定を削除するもので、基準面積を超える公園を設置した場合の施設協力費と相殺するとして減免規定の削除であります。次に汚水排水施設要領第12条第2号の見直しでございます。公共下水道の供用開始を平成17年度に予定している事から、汚水排水処理を原則公共下水道により処理する事を規定しました、浄化槽法の改正により合併浄化槽が法定化されたことに伴い、改正前要領において21人槽以上のものについては

合併浄化槽の設置を要請していた規定を削除し、公共下水道の供用が開始されていない区域においては、浄化槽の規模に関係なく合併浄化槽を設置し、処理する事を要請することといたしました。次に13ページ、汚水排水施設要領第12条第4号の新設及び雨水排水施設要領第13条第1号の見直しについてでございます。県開発許可要綱改正に伴い廃止される事となる排水施設の詳細な構造基準について、町開発指導要領及び運用基準を整備し、移行するものであり、従来どおりの指導を図れるよう改正を行ったものでございます。今回「別途定める基準」として整理を行いましたものについては、「道路及び排水施設の整備に関する基準」、20ページ以降で排水施設の項目について規定しております。また、平成17年度からの公共下水道の一部供用開始を見据え、公共下水道が供用開始されている区域につきましては、23ページから25ページに添付しております「公共下水道供用開始区域内における汚水排水施設の整備に関する基準」として基準の整備を行っております。次に14ページ、公共施設等の協力費要領第18条の削除についてでございます。先ほど説明いたしました要綱に規定されている施設協力費の廃止に伴いまして、関係規定である施設協力費の算出基準等を削除したものでございます。改正後は第18条削除と明記しております。これは先ほど要綱のところの説明いたしましたと同様に、施行が平成16年4月1日からという事で、それまでの間において運用していく上で不都合が生じますので改正後は第18条削除として残すものであります。次に15ページ、保証金要領第19条の削除でございます。施設協力費と同様に要綱に規定されている保証金制度の廃止に伴いまして、保証金の額等の関係規定を削除したものでございます。改正後は第18条と同様に第19条の削除として明記することとします。なお、道路の構造及び排水施設の基準につきましては、県開発許可要綱の基準に準じて運用してきたところですが、この度県の基準が削除されることに伴いまして、原則県の基準を移行した「道路及び排水施設の整備に関する基準」として基準整理をいたしました。資料17ページから22ページという事で、ご確認いた

だきたいと思います。また、今回開発指導要綱及び開発指導要領の改正の概要として取りまとめたものを資料16ページに掲載させていただいております。また、要綱・要領の施行日につきましては、説明の中でも申し上げましたが、施設協力費に関するものは、周知期間を考慮して平成16年4月1日、その他の改正につきましては「開発許可制度に関する審査基準表（技術基準編）」が施行されます平成15年11月1日からとなっております。町としても同時期に合わせて施工していきたいと考えております。以上で斑鳩町開発指導要綱等の見直しに関することについての報告といたします。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

中川委員 14ページの第18条を削除されるということですが、これは払う義務のないといたらおかしいですが、協力してください、お願いしますという今までからの流れだったと思うんです。家賃であれば滞納だと、強制的にも退去してもらおうとかいう処置を採れるとは思いますが、これはお願いですわね。協力してくださいという。今後16年の4月にこれが施行されるとなったときに、今までお願いをしていた人たちに対しても、お願いはしないという認識でいいのか、お尋ねしておきます。

都市整備課長 今回のこの改正につきまして、16年の4月1日からの施行ということでございます。その中の経過措置として、資料の1ページにも書かせていただいているわけですが、この要綱の施行の際、既に協議が行われ、また既に協議が終了した開発行為については、なお従前の例によるということで規定をさせていただいておりますので、引き続きお願いはしていくということでは、考えております。

中川委員 この条例が廃止されたのちに、例えばお願いしていく、徴収できたお金はどういう名目で。この条例がなくなった後にですよ、徴収して

きて、どういう名目で入れるのか、町へあずかるのか、ちょっと理解できませんが。

都市整備課長 今日までお願いということで、寄附金ということで歳入をさせていただいております。今後も同様の寄附金という扱いになろうかと、このように思います。

中川委員 私からの意見ですが、条例が削除されるから、けじめをつけるじゃないが、もうなしやと、今までの分もなしというぐらいの、感覚でいってもらった方が、条例は廃止する、前年度においての人にはお願いに行くというのは、何か中途半端に感じられますが。町長どうですか。

町長 以前からも申し上げてますように、そういう形で払わない人がごね得かということになってまいりますから、16年の3月までは努力をします。それでも、払っておられる方が今まで町に協力をしていただいたんですから、その関係等についても、かなりの多額の寄付金があったんですから、そういうことを考えますと、今現時点で、3、4件ございます関係等については、助役、藤本課長等、日程を調整できれば私もお会いして、とにかく16年の3月までに。一人の方は1千何がしというお金がございましたから、例え1千万でも、或いは払ってくださいというお願いをしてですね、努力を、16年3月までは続けてまいりたい。後ののちについては、廃止をしますから、当然中川委員おっしゃるように、・・・払えということにはなっていないと思っています。しかし、16年3月まではやっぱり努力をしながら、やっぱり議員の皆様方もその関係等については、努力をいただいて、我々と一緒に、そういうことの不公平のないような、できるだけある程度、完納していただけるような状況というか、そういうものを見出していきたいと思っています。

中川委員 町長に答弁いただいたように、16年の3月まではこの条例が生き

ているということがあるんですから、努力してもらいたいという気持ちは私も一緒です。廃止された4月以降は町長おっしゃったように、お願いしていきたいと思います。

委員長 他にございませんか。ないようでしたら、10時50分まで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時51分 再開)

委員長 次に、(4)観月祭について、理事者の報告を求めます。

観光産業課長 観月祭についてであります。先の委員会でご指摘いただいております周知について、9月広報において観月祭の案内とともに、入場料について案内書を送付しているところでございます。先の委員会でも8月中に作成するという事で説明させてもらっておりました資料5のちらしでございます。法隆寺iセンターをはじめ、公民館、法隆寺駅などに配置し、啓蒙に努めているところでございます。簡単でございますが、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

中川委員 この前も事前の委員会で議論させていただいてました、上宮遺跡公園の右側にある、また小学生の入場は保護者同伴でお願いします、ということですが、印刷されたものなのでどうせこうせいとは言いませんが、小学生は入場料1000円という認識でいいんですか。

観光産業課長 小学生も1000円の入場料をいただくということでございます。

三木委員 入場料は当日券だけなんですけど、初めてお金を取るということで、

混雑状況も分からないところもありますけれど、入場券売り場で非常に混雑して、というようなことはありませんか。

観光産業  
課長 現在考えさせていただいておりますのは、上宮公園の入り口のところで机の方2つ、2列というんですか、配置させていただいて、入場券の販売という考え方をさせていただいて、中の円形の部分の入り口のところで、入場券の半券を確認して中に入らせていただくという考え方をさせていただいております。部分的には若干ピークはあろうかと思っておりますけれども、これでいけるものであろうという考え方をさせていただいております。

三木委員 やはり初めてのことなので、待たしたり、みんなが寄ってきて、転んだりというようなことが起きてもいけないので、机2つですけれども、何人付かれるのか分かりませんが、その辺のところスムーズに行くように期待してお願ひしておきます。

中川委員 先程の小学生の話なんですけど、入場料1000円。括弧書きで小学生未満は無料とか、なるべく今後こういう印刷物があつたときには分かりやすいようにしていただけたら、お願ひしておきます。

委員長 三木委員が言われたとおり、机置いて。2人ぐらいか、3人座れますわな。そこで入場券買ってもらったら、入り口で半券取るということやから、案外スムーズに行くような感じ私も思うんやけど。2つやったら、座れば4人でも、5人でも座れますやろ。いっぱいになったら、そこで券だけ売って、中に入るときには半券とるねやから、整理だけ混まんようによろしくお願ひします。

観光産業  
課長 今委員長がおっしゃっていただいておりますように、できるだけ入り口のところをスムーズに中にお入りいただくようにということで、2箇所、1箇所2人、3人の配置をして、できるだけ中に入ってい

ただいて、中の方で半券いただくところがございますけれども、できるだけスムーズに中に入らせていただくという考え方をさせていただいております。

夜のことですので、事故のないようによろしく申し上げます。

三木委員      どこかに書いてあればご無礼しますが、6時半開演で、入場はどこかに書いてあります。6時から入場いいとか。それはどこか書いてありますか。何時からやりますの、受付。

観光産業課長      記載のほうは入場いただく時間というご質問だと思いますが、この旨は書かさせてもらってませんが、5時半を考えてはおりますものの、来られた状況を見ながら、対応したいと考えています。

三木委員      通常ならば、開場と開演と2つ書くのが、普通かなと思いますので、できれば書いておいたほうがとは思いますが、今後の研究課題にさせていただきたいと思います。

委員長      他にございませんか。ないようでしたら、次に、ふるさと秋祭りについて、理事者の報告を求めます。

観光産業課長      斑鳩の里ふるさと秋祭りについてであります。資料6をご覧ください。秋祭りの概要と当日のスケジュールであります。

委員長      報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長      次に、宅地造成工事等に伴う水道工事による事務費・通水費の算出について、理事者の報告を求めます。



上水道課  
長

それでは、宅地造成工事等に伴う水道工事の事務費及び通水費徴収基準についてご説明をいたします。このことにつきましては、去る6月議会の一般質問において、議員さんより事務費及び通水費の徴収について、現行の徴収基準では事務費は本工事費に10%の率を乗じて得た額、通水費は本工事費に1%の率を乗じて得た額を徴収すると定められているが、宅地造成工事費用については、施工業者が見積施工するところから、工事費に開きが出てくるのでは、その事により、各々の徴収費につき、申請者に対し不公平が生じているのではないかとの指摘をいただいたものであります。このことから、種々の検討を重ね、資料7にお示ししてるように、宅地造成工事等に伴う水道工事の事務費及び通水費徴収基準（案）を定めたものであります。まず、今回の基準案の基本的な考え方は、配水管の口径と工事延長ごとに、1m当たりの単価を決めておくものであります。また、工事費は、現行では舗装代金が算入されておりますが、新しい基準では舗装は水道給水に関係するものではないので、算入しないことにいたしております。それでは、資料7についてご説明いたします。宅地造成工事等に伴う水道工事の事務費及び通水費徴収基準案については、まず、徴収基準であります。事務費につきましては次の表の1m当たり単価に工事延長を乗じて得た額に、10%を乗じて得た額とし、通水費については、次の表の1m当たり単価に工事延長を乗じて得た額に、1%を乗じて得た額とする。この場合10円未満の端数は切り捨てる。宅地造成内への引き込み管を、40ミリ、50ミリ、75ミリ、100ミリの4口径とし、工事延長として20m未満を1つとし、20ミリ以上から50ミリ未満までを10m間隔といたし、50mから100m未満を各々2延長といたし、100m以上については別途協議といたしております。1m当たりの単価につきましては、裏面に各口径別による工事延長に対する工事額を算出し、1m当たりの単価をはじき出しています。適用につきましては、平成16年4月1日以降の申請分から適用とし、それ以前の申請分については従前によると、徴収基準を定め

たものであります。以上で説明とさせていただきます、よろしくお願いいたしますします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。  
以上、これら各課所管に関する件については、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

委員長 次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

吉川委員 塩田橋の西側で最近続けて事故が発生している訳ですが、交通安全対策の事務局へ書類をお願いしているんですが、安協でも現場を見て、こういう具合にやらないといけないという結論が出ているのに、それを建設課は把握してもらっているのかどうか。まず1点。

建設課長 今ご指摘の神南1丁目地内の塩田橋のところの事故の関係ですが、この件につきましては9月1日、事故があったということで警察の方に確認はいたしております。

吉川委員 事故あったのは確認してもらっているか分からないので、それ以前に安協の係りの者と役場の職員と集まって、警察にも来てもらって現場へ行き、ここはこのようにしないとだめだ。ひとつ例に採りますと、岩瀬橋の西側のところに信号機があります。聞いておられる方もあると思うんですが、民家の桜の木が茂り、見えないような状態、今ちょっと見えてはいるが、見にくいような状態ですので、やはりお願いに行って、何とか協力を求めてもらいたいという要望をしておるんです

が、そういう改善活動の報告書を把握してもらっているのかどうか。

建設課長 今委員が申されるように、確かにこういった場所について、他の場所もそうですが、警察、安協の方、我々道路管理者と一緒に立会をして、改善できる範囲のことについては、そういった形もしました。これにつきましては交通安全規制、規制にかかるものについては警察なりを通じて、公安委員会へ要望していくという状況でございます。

吉川委員 把握してもらっている訳ですね。把握していただいているなら、担当課、環境対策課になると思うんですが、協力して、改善方をしてもらっているのかどうか。話し合いしてもらって、こうしようと、指摘もあるし、こういう方法でやっていこうという話し合いをしていただいているのかどうか。

建設課長 今委員が申されるように、話し合いということで、先程も言いましたように公安委員会ですか、そういった形のところへ要望書の提出なりについてされている。ただ、それ以外については出きる範囲内のことについては、町として標識を建てたり、啓発に対する設備の関係についてはさせていただいているという状況でございます。

吉川委員 やってもらっているということなので、もう一度私も確認をしてまた質問をしたいと思います。2点目に道路改良5カ年計画の現状についてお聞かせ願いたいと思います。9月に入ってきて平成15年度の計画の中での進捗状況を。

建設課参事 平成11年度から15年度の5ヶ年計画路線の進捗状況ですが、今年度が最終年度になってございます。現在、今年度工事予定の路線につきましても、用地交渉等行っている最中でありまして、それも伴いますことから、新規の5ヶ年整備計画につきましても、これから準備を整えてまいりたいと思っております。

吉川委員 6月16日の委員会で私の質問について、町長の方から議会事務局長とも相談して資料の関係については整理してやりたいと思う。またその後で、委員長の方からも以前の資料を局長と話をし渡していただきたいと思いと、よろしくお願ひしますということをおっしゃっていただけておるんですが、局長の方ですね、そういうことについて相談され、やっていただけるよう関係について整理していただけておるのかどうか。配る予定があるのかどうか。

建設課長 今委員が申される関係については確かにありました。何かと申しますと、し尿処理場の鳩水園、また焼却場、火葬場の補償の覚書とか、そういったものがあるかという質問でありまして、そういう関係について、局長と相談し、資料を出していただきたいということですので、補償関係の関係かなど、その時理解しておりました。

吉川委員 私の質問を読んでもらったら分かると思うんですが、確かに町長はそういうことも出していかんなんやろとおっしゃっている訳なんですけども、私は5ヶ年計画道路にしる、前からの資料を持っているわけです。私も仮に今回初めて当選してきたら、前の資料ないわけです。勉強会の時にもらっておられるのかどうか分かりませんが、この委員会に関係する、前にもらった資料を出してもらえるようお願いいたします。確かに課長が答弁されたことについては、町長さんもそういうものも提示していかないとおかしくなりますからという言い方をして、局長と相談して資料を出していきたいということをおっしゃっていただけておるんですが、局長、このことについて、その後確認してもらったのか。

事務局長 私の方で未だその話は聞いておりませんので、担当の方で説明をしていただきたい。直接受け取っておりませんので。ですから、今現在資料はそこまで出来ていないということで、解釈させていただいておりま

す。

吉川委員 局長と相談してということ言われている。委員会で。局長も、局長と相談してということ言っているけれども、こうだということ言ってもらわないといけないと思う。議事録にちゃんと謳ってます。私が前から申し上げているのは、みんな、一般質問でも一緒ですが。そんな簡単受けて、ぱっとしやんのとちゃうねや。ある程度調べてやるわけ。それは尊重してもらわんとあかんと思う。答弁も時間取ってでっせ、斑鳩町ほど、会議採っているところあらへん。市会でもこんだけ採っているところ少ない。それだけ慎重に町へも配慮してやっているわけ。そうしたら、局長だけ違いますねんで。誤解しないでくださいね。それはやっぱりきちんと答弁したことについては責任持って欲しいということは何べんも言っているわけだ。私も一般質問するときは、ある程度調べてくるわけだ。いつの議会で、何を言ったということ自分で調べてくる訳だ。それに対して、答えたことについてはちゃんとしてくれないといけないと思う。何のために、先に渡して答弁を勉強してもらってやっているのか分からない。言ったことについてはもっと理事者の方で責任を持ってやってもらわないといけない。これ初めて言っているのと違う。

都市建設  
部長 ただ今、吉川委員の方から6月の委員会で、過去の資料の提出ということで、我々の方から、そういったものについては新任議員さんの方にも、提供というか、出していこうという、一連の流れだったんですが、その後都市建設部の中で、いろいろ資料を見ている中で、既に5月の臨時議会の前に、新人議員さん勉強会がございました。その時点で相当の資料を、特に今でしたら話題になっております、5ヶ年計画道路についても図面であるとか、・・整理したペーパーであるとか、そういった資料を既に渡しておりましたので、そういったものについては私どもの方から、議会事務局の方にこういった資料が渡っているといえよかったです、出ているものについては特に協議もせず、

進めてきたと。我々の部と議会事務局の間でそういう協議もせず、渡っている物についてはオミットして整理してきたというような経緯もございますので、ただ今後、過去にいろんな資料が議員さんの方に渡っているという中で、例えば今回の新人の議員の方々が、いろいろ勉強する中で、こういう資料がないのかというような、既に過去に議会の方へ出している資料とか、そういうものであれば、申し出があった議員さんだけでなく、他の議員の方にも手渡しできるように配慮していきたい。このように考えますので、ご理解いただきたいと思います。

吉川委員　私が申し上げているのは、6月16日に質問する中で、町営住宅の関係、5ヶ年計画道路の関係についても、もし、先に渡してもらっていたら、質問がこないようなこともあるわけ。分かるんだから。分からないと把握できないから、質問されるわけだ。このことを上げてやっているわけ。その時に私は確かに町長の答弁ではし尿処理場とか、鳩水園とか、おっしゃったけれど、私は何もその事は言っていない。今部長が言ってもらったように、私の憶測ですが、前に渡してもらっていると、こう思っていますので。ただ、5ヶ年計画についても、進捗状況もらっている、何はもらっていただけてないと、こう判断したんで、お願いしたわけです。そうしたら、この5ヶ年計画にしろ、町営住宅の関係にしろ、もし、仮に今部長おっしゃるように、もう渡してあるなら、渡してあるとはっきり委員会終わってからでも、吉川議員の言われたやつについては前に渡してます。1回調べて下さいとか、このことについては渡してないんで渡しますという協議ぐらいはして欲しいとっているわけだ。協議して実際に渡してなかったら、渡して欲しい。今日の関係についても、報告にしろ、皆さんどうか分からないが、できるだけ早くしようと思うが、出来ないから後で議事録で確認したりしている。議事録を最優先して自分で判断している訳です。せめて議事録ぐらいは部長、課長は読んでもらって、各議員がこういう心配してもらっているんだな、こういう意見あったなということを

把握して、それに対応をしてもらいたいと思います。その中でお互いに信頼関係生まれてくるわけだ。理事者と議会、両輪と口では言っているが、やっていることが違う。もう少し、真剣に何事も取り組んでいただきたいと思いますので、是非とも議事録は読んでもらって、ああいう意見あったなど、ひとつの反省材料にしてもらって、また違ったことがあったら、委員会終わってからも、間違っていましたよ。前の議事録読んで見て下さいとか、言ってもらって、私も勉強になるわけだ。もうちょっとそれをやってもらうことによって、私は工事の進捗でもちょっとでも進むのではないかと思う訳です。その気になってやってもらえるんだから。是非とも、ここで答弁したことについては、守ってもらいたいということをお願いしておきます。

吉川委員 下水道の関係ですが、17年で一部供用開始にむけて、頑張っていると思いますが、それまでに作業というんですか、どういう手順でやっていこうとされているのか、マニュアルを作ってもらっているのか。17年といっても、まだ2年あるという考えではなく、早い目、早い目にやってもらうために、条例等についても前倒しで皆さんが協力してもらって、いろいろなご意見あった、しかし、やっぱりちょっとでも時間をおいて、町民にも納得してもらえるように、説明できるように、議員さんも協力してくれた訳だから、今、どういう状態になっているのか、お聞かせ願いたい。

下水道課長 現在の供用開始に向けての準備作業といたしまして、公共下水道の整備が完了いたしております区域の自治会、現在27自治会ございますが、それらを対象に、公共下水道への接続についての説明会を開催する予定でございます。予定ですが、9月27日に自治会長さんに対する説明会を開催すべく、該当自治会の会長さん宅を直接訪問いたしまして、主旨を説明すると共に案内書を配布させていただきました。その後順次調整をとり、地元自治会の説明に入り、少しでも多くの家庭が公共下水道を利用していただけるよう、また、水洗化促進に対し

まして、ご理解がいただけるよう進めてまいる予定でございますので、よろしく願いいたします。

吉川委員 17年3月の一部供用開始でございますので、今課長がおっしゃっていただいたように、前倒しで説明会にもいって、ひとりでも多く加入していただけるように、努力をしていただきたい。もう1点、町営住宅のところで申し上げたらよかったのかもしれませんが、町営住宅の駐車場ございますね。これについて、現在利用状況を教えていただきたいのと、追手のところで寄附をいただきましたね。その時に駐車場にしたい、そういうことだったんですが、その後どういう考えを持っておられるのか。通りますと、草が生えて利用するような状態ではないと思いますし、車止まってあつたら、町営住宅のじゃないかなと思って聞きますとそうじゃないらしいですが、今現在あそこで半分くらいの駐車場しか確保されていない。半分でも、3分の1でも、利用者なかったら、一緒ですが、今は利用者それでいいらしいので、確保は出来るわけなんですけれども、やはり貴重な財産をいただいて、あのまま放っておくという手はないと。確かに現状見たときに、また寄附の時にも申し上げたと思うんですが、後の費用はたくさん要すると思うんです。しかし、そういうことで放っておく訳にもいきませんので、今、考えておられることがあつたら、お聞かせ願いたい。

建設課長 今現在、駐車場の備え付けの団地といいますと、今ご指摘いただいている、追手団地、長田団地、今回新たに建てました目安北団地、3団地があります。その内長田団地と目安北団地につきましては、各戸それぞれ1台ずつの確保をして、皆さんにご利用いただいている状況でございます。ただし、車をお持ちでない方についてはご利用いただいている方もございます。ご指摘の追手団地につきましては、団地の中の戸数につきましては18戸ありまして、駐車場は9台分の確保しかしておらない実情でございます。現在入居者に対しては9台分全部貸しています。また、入居していただいている中で、それ以外の方



といたしますと、9戸の方は車お持ちですけれども、残り9戸の方はお持ちでないという形で保有分の確保はされている状況です。それと、ご指摘いただいている向かい側に寄附をいただいた部分があります。この件につきましては地形的に、異形といたしますか、土地利用の難しい形になっていまして、面積的には一定の面積があるんですが、ただ、計画しますとなかなか台数を確保するについては、地形的な関係でなかなか難しいというか、しにくい地形になっています。現有の保有台数が確保されているという形で、寄附をいただいたところにつきましては、草刈りをしながら、維持管理に努めているという実情です。

吉川委員 目安と長田、各1台ずつあるんですが、車持っておられない方ある、また、2台の方もあろうかと思うんですが、今の空き状態といたしますか、分かっていたら教えて下さい。

建設課長 申し訳ございません。資料が手元にございませんで、後程調べましてご報告させていただきます。

吉川委員 寄附をいただいた土地ですが、やはりあのままでは寄附をいただいた方にも失礼にもなりますし、金はかかるとは思いますが、ちゃんと整備して、今話聞くと、追手、18戸で9台しか車は持っておられない、9戸は自動車持っておられないと聞いておりますので、実際に計算すると要らないような状態なんですけど、出来るだけ早い機会に整備をして使えるような状態にしてもらいたいと思います。

飯高委員 目安北団地なんですけど、先日ご相談で行かせていただきまして、たまたま入居されて2週間くらいで、いろいろものを・・・すると、この間も建設の方にお話をしてもらったんですが、フローアの振動とか、クロス状況とか、ベランダの排水が・・・しているという状況になって、その後調べていただいているのか、また、その後どのように処置していただくのかということ、お聞きしておきます。

建設課長 委員がご指摘いただいている、入居された後のいろんな不都合があるということで、私も先週の日曜日に電話いただきまして、内容について確認すべく、そのお家へ行かせていただきました。今ご指摘の部分もあわせてなんですけど、私も、1件の方から、内容についてはトイレの水が、通常はタンクの方へ入って、流すと便器の方へ流れて出るんですが、下の方へ零れるということで、繋ぎの配管が悪いということがありました。それと併せて、手洗い用の水が出にくいということがありましたので、実際設置した後、そういった関係については点検もしながら、受けております。ただ、そういった中で、管の中に少しの細かなごみを使ううちに堆積して、目が詰まるという状況が起こると。原因が分かっているんですが。そういったことが、それぞれに起こってくるであろうという予測から、業者に連絡しまして、担当から業者に連絡取りまして、その日のうちに解決できた訳なんですけど。あわせて、その時に他の関係についても、どういう状況であるのか、担当を通じてそれぞれ、お伺いして、確認しろという指示もいたしておりまして、結果については未だ確認はしておりませんが、そういった状況がまた、今募集した中でも起こりうる関係もあるし、ですから、前もってそういった確認しておくということで指示している状況でございます。

飯高委員 早急によろしくをお願いします。

三木委員 竜田川公園の改善事業については把握しておられると思いますが、2点、三室山道路、急勾配道路、あれが時期がいつからいつの、期間になっているか、その工法、どういう工法で今やっているのか、それと竜田川の左岸の狭い危険なところの改善も聞いておるんですが、時期的なところ、地元からも言われてますので。分かる範囲で結構なんで、教えて下さい。

建設課長 竜田川の関係ご質問ですが、国道25号線の渡った右岸堤防の下流の関係だと思んですが、この関係については一応県の方にも要望いたしまして、特に公園敷きという関係がございまして、今年度はなかなか難しいと言うことがございますので、次年度計画という形で聞いております。吉川委員からありました住宅の関係につきまして、住宅の駐車場の空きですが、長田団地につきましては6台。追手団地につきましては満車。目安北団地につきましては現段階では15台が空いているということです。

観光産業課長 三室山の改良工事といえますか、勾配がきつい、拡幅ということでの内容ですが、私承知しておりませんので、調べて説明させていただきたいと思います。

三木委員 私も幾つか把握してますが、しっかりと把握してお知らせ下さい。

町長 観月祭の関係で、中川議員からご指摘をされたのですが、田口課長は子どもも1000円いただくということですが、私としては子どもはその時にお金を持っているかどうか分からないので、状況を見て、無料にしていくというのか、その配慮もしていかないと、子どもも1000円というわけには、大人は1000円にしても、子どもさんは払うかということになりますと、状況を見て、子どもさんにとるといのは、なかなか、プールの関係も森河議長が子どもは安くしたれよと、大人は高くとってもいいという話もありますように、高く取るということではなく、1000円という基本は、その時の状況に応じて、子どもさん連れてこられたら、1000円ですということもなかなかいいにくいものですから、出できれば無料で進めていきたいと思っております。

中川委員 今の町長の答弁で、中学生からはいただくんですか。その辺ははっきりしておかないと、担当者が子どもさんが、小学生や中学生や分から

ないと、職員さんが難儀しはる。中学生以上は1000円、小学生は無料とはっきりしておかないと。

町長 原則的には高校生以上は有料と。小学、中学生は無料と。特に斑鳩町、学期の関係で、この9月からいかるがホールで能楽の関係、斑鳩小学校で能楽の関係の教室もしていますから、出できれば小中学生は無料と、高校生以上は1000円と。

委員長 今町長さんもおっしゃったように、中学生までは無料ということで、観月祭について理事者の入場券取るときに、一応聞いていただいて、中学生無料ということで、理事者の方、そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思います。また、先程吉川委員が申された理事者の配慮というか、新しい方が来られて資料ももうてないというねやったら、また、早急に出していただきたいと思います。

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

委員長 次に、閉会中における当委員会の所管事務調査としてお手元に配布しております先進地視察計画書のとおり、実施することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては先進地視察計画書のとおり手続きをとっていただけるようお取りはかりをお願いいたします。

委員長 これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって閉会いたします。  
(午前11時42分 閉会)